

危機管理マニュアル

学校法人麻上学園
認定こども園
さくら幼稚園

危機管理マニュアル目次

I 危機管理における指揮権

- 1 基本的指揮権
- 2 園内において危機的状況が発生した時の指揮権順位
- 3 園外保育その他イベントにおける指揮権順位

II 危機における予防と対応

- 1 地震・津波発生時における予防と対応
- 2 火災時における予防と対応
- 3 その他の自然災害における予防と対策
- 4 事故発生における予防と対応
- 5 不審者等・事件発生における予防と対応
- 6 武力攻撃やテロなどから身を守る為の対応

III 保護者職員間への緊急連絡について

- 1 緊急連絡をしなければいけない場合について

IV 対応フローチャート、他資料等

危機管理マニュアル

はじめに

このマニュアルは、学校法人麻上学園認定こども園さくら幼稚園における全ての教員が、火災、災害、事故、武力攻撃、事件などあらゆる危機に対し、適切かつ迅速に対応又は予防するために必要な事項を定めて、園児・保護者・教職員の生命及び健康を守る事を目的とする。

危機管理の定義と要項

幼稚園における危機とは、火災、地震(津波)、風水害、武力攻撃やテロ、その他の災害、食中毒、感染症、大気汚染、交通事故、その他の事故、事件などについて、園児及び職員に対して安全を脅かす全ての事象を対象とする。

その範囲は、さくら幼稚園のすべての教職員に対して、施設及び敷地の内外、管理の有無及び時間帯を問わず、危機的状況が発生した場合はすべての園児を保護者に安全に引き渡すまでに、このマニュアルを最大限に優先し適用する。

I 危機管理における指揮権

危機発生時において的確な命令を指示する指揮権者の存在は絶対的に必要なことであり、指揮権者が不在の場合の代行者を日常から選任していくことが必要である。選任された者はこのマニュアルの対応を基準に、園児、教職員の生命の保全を最大の目的として指揮しなければならない。

1、基本的指揮権

基本的指揮権とは、日常の保育業務において命令・指示権をもつ者で教職員就業規則第1章総則第4条に定められている監督管理者を指し、順位としては次の各号通りとする。

- ① 園長
- ② 園長代理または副園長
- ③ 主任
- ④ 最長勤務者

2. 園内において危機的状況が発生した時の指揮権順位

通常の保育時間中に危機的状況が発生した場合においては基本的指揮権に基づき指揮権命令を受けること。指揮権者が不在または、指揮を司る事が出来ない場合は次位者が指揮権者となる。

3. 園外保育その他イベントにおける指揮権順位(遠足・合宿等)

- | | | | | |
|-----------|-----|------|-----|--------|
| 1、遠足・園外保育 | ①園長 | ②副園長 | ③主任 | ④最長勤務者 |
| 2、合宿 | | | 〃 | |
| 3、課外イベント | | | 〃 | |

4. クラス管理における責任者の任命

災害時等の保育クラス・教育クラス・預かりクラスにはその担当する園児に対する現場責任者を任命する。責任者に任命されている者は指定の腕章を着け周知する。これは指揮権に関わるものではないが状況により指揮権上位者はその担当を変更する事ができる。

その場の責任が生じている者は登園者の確認はもちろんクラス移動、バス乗車、園外保育先等での人数確認を必ず行い取り残しなどの事故防止に努める。

朝の点呼は9時45分までに行い、保護者からの連絡無く出席の確認ができない園児に関しては補助職員や無線等を利用して早急に確認をとる。

Ⅱ 危機における対応と予防

1. 地震・津波発生時における予防と対応

(1) 予防(事前の環境整備)

幼稚園で行う地震避難訓練は大規模地震において、子どもの生命を守るための具体的な方法を職員一人ひとり及び、園児が身につけるものである。そのためには、いつ地震災害が発生しても適切な対応ができるように環境を整えていくことが大切である。また、桜地域と密接な協力・連携が出来る関係を築いておくことも必要である。

① 避難訓練計画

- ・大規模地震を想定した訓練を実施
- ・緊急避難訓練の実施
- ・安全確認訓練の実施
- ・避難訓練通路、経路の確認
- ・非常時持ち出し備品の確認と使用方法の習得
- ・地震発生時における各職員の役割分担の確認

② 保護者への事前連絡

- ・保護者へは、事前に緊急時における幼稚園の対応及び避難先を周知する。
- ・保護者からは入園時に携帯電話番号などの緊急連絡先を聴取し、変更があれば申告するよう呼びかける。

③ 施設整備の点検等

- ・地震時に、転倒しやすい家具、電化製品、備品などが転倒防止されているかを点検する。
- ・地震直後に万一出火した時に備え、消火器の所在を確認しておくとともに、正しい使用方法を習得し使用できるようにする。
- ・防火責任者を明示し、責任を持って日常の点検と整備をする。
- ・冬季には雪で避難経路が塞がっていないか確認し必要であれば除雪する。
- ・教職員は、日常の保育環境を整備しておくとともに、保育の中で動特性をしっかりと把握する。
- ・非常口や、防火扉に避難の妨げとなる物が置かれていないか確認する。
- ・備蓄食料品、非常用持ち出し袋の中身を確認する。別表『備蓄食料品一覧』『非常持ち出し袋一覧』に示す。

(2) 大地震発生時の対応

1. 園舎内（遊び、活動、食事など）で地震が起きた場合

- ① 救護班（教職員）は、園児が安心できるような言葉がけ、具体的に姿勢を低くして落下物から身を守るように指示し、緊急避難する。
- ② 救護班（教職員）は、ピアノ、窓ガラス、机、その他の倒れやすい物等から園児を遠ざける。
- ③ 園児及び教職員は、机等に身を隠し机の脚を持ち揺れが収まるまで様子を見る。
- ④ 職員はできるだけ速やかに戸やサッシ等を開けて避難口を確保する。
- ⑤ 揺れが収まったら、一時境内下に避難し、全園児と教職員の安全と人数確認を行い、安全点検・消火班で施設の点検をし、園長又は代理へ報告する。
- ⑥ 救護班（教職員）は指示があるまで境内下に座って待機する。施設内には安全が確認できるまで立ち入らない。
- ⑦ 安全点検・消火班は、速やかに火の元を閉じ、揺れが収まってからガスや配電盤を点検し安全を確認する。
- ⑧ 指示・情報収集班は、全園児と職員の安全確認と同時に、津波などの二次災害が起きる可能性を鑑み、携帯ラジオで情報を収集し園長又は代理へ報告する。

2、園舎外

- ①園庭では柵、建造物から遠ざけ、出来るだけ中央の安全な場所に集めて座り、安心できるような言葉がけをし、揺れの収まりを待つ。
- ②地面の亀裂・陥没・隆起・頭上の落下物に注意する。
- ③どの場面でも揺れが収まり次第、速やかに担任は担当教室の園児の安全確認を行い道路側非常口から緊急避難場所（境内下）まで誘導するとともに、園児の人数確認をする。

3、園外保育（近郊公園等）

- ①揺れを感じたら直ちに園児を集め、出来るだけ塀や建造物から遠ざけ、しゃがんで揺れの収まるのを待ち、その後速やかに人員の確保をする。
- ② 切れた電線などに絶対触れないよう園児に注意する。
- ③ ブロック塀・自動販売機・ガラスその他の落下及び転倒物に注意する。
- ④ 津波などの二次災害等が無いかわり携帯ラジオ等で確認する。
- ⑤ 携帯電話で幼稚園・園長携帯・副園長・主任携帯に連絡を入れ、必要な場合は幼稚園に応援を要求する。その間、担任は園児と共に近隣の安全な場所で待機する。園にいるフリー職員は現地に応援へ行く。
- ⑥ 全員無事で自力で園に戻れるようなら安全を確認しながら慎重に園に戻る。

4、園外保育（遠足等）

- ①《事前調査》目的地及び目的地までの経路が津波浸水エリアに含まれていないか、土砂災害警戒区域に指定されていないか確認しておく。
- ② 《事前調査》園外保育下見の際に子どもが死角になる場所や危険な場所を把握する。
- ③ 《事前調査》地震が発生した場合の安全な場所の確認しておく。

- ④ ≪園外保育中≫園児の安全を第一に考え対応し落ち着いて行動する。
- ⑤ ≪園外保育中≫園外保育は中止し、園児の安全を確保してから携帯電話にて幼稚園・園長・副園長、主任携帯のいずれかに連絡をいれる。災害の状況により応援を求めるなどして幼稚園に戻る。連絡がとれない場合は現場の指揮者の判断で行動する。
- ⑥ ≪目的地までの途中≫窓ガラス・看板などの破片等落下物に注意をする。特に切れた電線は、直接又は水たまり・ガードレールを通して感電することがあるので十分に注意する。

5、登園降園時

登園降園時は異年齢集団であり、保護者の出入りが激しい等、非常に流動的であることを念頭においてその場にあった、対応が必要である。但し、基本的には「園舎内(遊び・活動・食事など)で地震が起きた場合」を参考にし、その他の注意すべき点を以下の通りとする。

- ① 居合わせた保護者に協力を求め、避難行動を指示する。
- ② 園長は、災害状況により、その後の幼稚園の業務が維持できるかどうかの判断をして、立札や張り紙などで入り口付近に掲示、連絡メールやホームページ、SNSにて伝達する。

6、バス送迎時

- ①園児の安全第一に対応し落ち着いて行動する。
- ②バス送迎は中止し、園児の安全を確保してから携帯電話にて幼稚園・園長携帯・副園長・主任携帯のいずれかに連絡を入れる。災害の状況により応援を求めるなどして幼稚園に戻る。連絡が取れない場合は現場の指導者の判断で行動する。
- ③ 窓ガラス・看板などの破片等落下物に注意する。特に切れた電線は、直接又は水たまり・ガードレール等を通して感電することがあるので十分に注意をする。

7、預かり保育中（長期預かり）

- ①居合わせた保護者に協力を求め、退避行動をする。
- ②揺れが収まり次第、預かり保育出席名簿(ホワイトボード)にて子どもの人数及び安全確認を行う。
- ③担当職員（預かりの先生）は教職員（又は日直の先生）の指示に従って行動する。
- ④担当職員は教職員の指示に従って受け渡しに備える。
- ⑤教職員は園長携帯に状況説明の連絡をする。
 - ⑥ 連絡が取れない場合は指揮権の高い者が現場責任者となり、本マニュアルの11、震災発生時から時間別対応表通りに指示をだす。
 - ⑦ 揺れが収まり避難後、園児を保護者に引き渡すまでは職務にあたる。
 - (ア)園長は災害の状況により、その後の幼稚園の業務ができるかどうか判断して立札又は張り紙にて入り口付近に掲示、連絡メールやホームページ、SNSにて伝達する。

8、残留園児の保護

保護者が保育時間内に園児を引き取ることが困難な場合は、保護者等が引き取りに来るまで幼稚園にて原則24時間は園児を保護する。その後は行政の設置した救護所へ移動する。

- ①夜間や建物の倒壊や災害等の恐れがある場合は、第二避難所（桜小学校）へ避難しそこで保護する。

その場合、園長又は、代理は避難先等の行き先がわかるように玄関等に立札や掲示板などで掲示、SNSで発信し、保護者に伝達できるよう可能な手段を講じる。

- ②教職員は残留する園児の人数、その他必要な事項を記録し園長に報告する。

- ③幼稚園で震災後24時間が経過し、且つ親の安否が確認できない場合や近隣の親族が引き取りに来られない場合は、市の担当部局の指示に基づき対応する。

※津波が来るようであれば、状況を見て桜町中学校に避難する。

9、避難

大地震が起きてもすぐに幼稚園を離れるのではなく、幼稚園や周囲に火災が発生した場合や、園舎の被害が大きく危険であると判断した場合は、第二避難所（桜小学校）や行政の指示する避難所に避難する。また、津波の恐れがある場合は高台の公園（平磯公園）に避難する。

- ①災害救護所への避難

幼稚園より避難の際は、小樽市立桜小学校が行政の事前に指定する避難所になっているので、状況を確認しながら避難する。日頃より経路を把握し園児を安全に誘導できるように、列を持続しながら前後に出来るだけ複数の職員を配置して移動する。また、避難する際は園児の安全確保を第一とするが、出席簿や非常持ち出しの最低限のものを持ち出す努力をする。

- ②津波発生時の避難

津波発生時の恐れがあると判断した場合、近隣の高台（平磯公園）に一時避難する。発生から短時間で津波が来ると予想されるため、状況を確認しながら早急に避難する。日頃より経路を把握し園児を安全に誘導できるように、列を持続しながら前後に出来るだけ複数の職員を配置して移動する。また、避難する際は園児の安全確保を第一とするが、出席簿や非常持ち出しの最低限の物を持ち出す努力をする。

- ③幼稚園を離れる際の注意

幼稚園を離れる際は、迎えに来る保護者に所在を明らかにするために正門及び建物に掲示する。

- ③ 避難所

第一避難所	長昌寺境内下	（園指定）	※状況により変化	ホールの場合も有
第二避難所	桜小学校	（市指定）		
第三避難所	桜町中学校	（市指定）		

10、園児又は職員が負傷した場合

- ①応急処置は日頃より園に備えてある救急用品で手当とする。
- ②中程度以上の負傷者は近隣の病院又は、小樽市が指定する医療救護所で手当を受ける。
- ③更に救命・救急措置が必要な重傷者は、行政の指定する広報医療施設に搬送し治療を受ける。

11、震災発生時から時間別対応表

	救護班	指示・情報伝達班	安全点検・消火班
発生	<ul style="list-style-type: none"> ・誘導（主に担任） 1、園児の安全を確保する 2、境内下(ホール)に避難させる 3、一時避難完了後園長又は代理へ人数等の報告 ・救護（フリー） 1、救急用品を確保する 2、負傷した園児の応急処置などを行う。 3、園長又は代理へ報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・確認（主に園長・副園長） ※気が付いた人 1、震災を周知させる 2、指示、火災の確認 3、園児及び職員の安全確認と人数確認 4、津波の確認と二次災害の有無を、テレビ、ラジオで情報収集をする 5、危険が迫った場合、第二避難所への避難を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・初動対応 1、火の元を閉じる 2、配電盤の点検、ガス漏れ点検 3、火災発生の場合には初期消火行動
1時間 6時間 23時間	<ul style="list-style-type: none"> 1、園児を保護し、保護者へ引き渡す 2、残留園児を安全な臨時保育室へ移動させ保護する 	<ul style="list-style-type: none"> 1、施設の安全点検及び確認 2、周囲の建物の状況確認 3、職員の役割分担指揮権の確認 4、避難所への経路確認 	<ul style="list-style-type: none"> 1、施設の安全確認 2、周囲の建物の確認 3、近隣住民が避難してきた場合の対応 4、事実の状況を園長又は代理へ伝える
1日	<ul style="list-style-type: none"> 1、園児を保護し、保護者へ引き渡す 2、園児を第二避難所（桜小学校）へ移送する 	<ul style="list-style-type: none"> 1、状況により職員を帰宅させる 2、園児を第二避難所（桜小学校）に移送する その際の教職員の確保 	
3日後	<ul style="list-style-type: none"> 1、幼稚園再建の組織づくり 2、教職員の確保 3、保育室の確保・園内で使用可能な部屋の確認 4、園児・保護者の移住状況の確認 5、再開の際の周知方法の検討 6、臨時クラス編成、最低限の書類を事前に作成 		

2 火災時における予防と対応

幼稚園で行う避難訓練は、様々な災害時に子どもの生命を守るための具体的な方法を教職員一人ひとりが身に付けている為のものである。そのためには、いつ災害が発生しても適切な対応ができるように環境を整えておく必要がある。

1、事前の環境整備

(1) 避難訓練の実施

- ①火災状況を想定した訓練を実施する
- ②消火訓練を実施する【初期消火・消火器・消火栓の取り扱いなど】
- ③通報訓練を実施する【消防署】
- ④避難通路・経路の確認をする
- ⑤火災報知設備及び非常ベルの使用方法を習得する
- ⑥火災発生時における各教員の役割分担を確認する

(2) 保護者への事前連絡

- ①保護者へは事前に緊急時における幼稚園の対応及び避難先を周知する
- ②保護者からは年度初めに緊急連絡先を聴取する

(3) 設置設備の点検等

- ①出火元となりやすいガス器具・コンセント・配線・配電等の正しい使用方法を習得及び正常に作動しているか点検する
- ②万一出火した時に備え、消火器の所在を確認しておくとともに、正しい使用方法を習得し使用できるようにする
- ③避難経路に障害物などがないか常に確認する
- ④防火責任者を明示し、責任を持って日常の点検や整備を実施する
- ⑤教職員は、日常の保育環境を整備しておくとともに、日常の保育の中で子どもの行動特性をしっかりと把握しておく

2、火災発生時の手順

(1) 発生時の基本的な流れ

火災発見 → 初期消火 → 通報連絡 → 避難誘導 → 報告

(2) 保育中に火災が発生した場合

- ①火災を発見したら（第一発見者）、大きな声で周りの職員に知らせる
- ②知らせを受けた職員は、速やかに園長及び他の職員に火災の発生を知らせる
- ③第一発見者及び知らせを聞いた職員は可能な限り初期消火に努める
- ④各職員は、園長の指示に従い無駄なく的確な行動をする。放送にて指揮権と避難場所を周知
- ⑤消防署への通報
- ⑥子どもの避難誘導（子どもの人数把握及び責任者への報告）
- ⑦地域住民関係者への連絡
- ⑧落ち着いて行動することを心掛け、子どもに動揺を与えないよう努める
- ⑨出火元・火の回り具合・煙・風向きなどを考え、より安全な場所に避難する
- ⑩安全な場所まで避難した後で、状況により保護者に連絡をし、子どもの引き渡しをする（クラス役員へ情報伝達の協力を依頼）
- 11 火災により翌日以降保育を行う事が困難な場合は、園長より関係各所へ連絡し今後の対応を早急に決定する

3、避難訓練の実施

○訓練計画の策定

年間の避難訓練計画を策定する際には、地震及び火災の訓練については予告の有無、状況設定等に関して、以下の組み合わせで設定し、その訓練として、不審者侵入訓練及び弾道ミサイルに関する訓練は予告あり、保育中の設定とする。

特に、津波避難に関して全園児・教職員を対象とした情報収集・伝達及び避難誘導に関する実施は年に1回必ず実施する。その他の条件については全てのパターンを年度内に実施することは困難であるため複数年度単位で計画する。

【地震(津波)及び火災の訓練】

事故・災害	予告有無	他の条件
地震①津波危険あり ② 火災あり	予告あり	・避難経路一部使用不可 ・管理職不在
火災①園内1階より発災 ②園内2階より発災 ③ 近隣にて発災	予告なし	・電話不通・停電あり ・一斉保育／体育活動 給食／預かり保育

【その他の訓練】

不審者侵入(予告あり・保育中)
弾道ミサイル(予告あり・保育中)
冬の避難訓練(予告あり・保育中)

また4月の早い段階で発災直後身を守るための基本動作・避難時の基本動作・基本経路について各クラスで実施すること。1学期の避難訓練は基本動作を実際に行い、あらかじめ決められた避難をすることができることを目標として実施する。

乳児は冬の避難訓練のことを考えて6月に冬の動きの確認。(バスに乗せて避難など)

3学期になるにつれて、事前予告なしで実施する、教育時間中ではなく預かり保育中に実施するなどより実践的な訓練となるよう計画する。

4、その他の自然災害における予防と対策

1. 風水害及び台風(積雪・吹雪)

(1) 幼稚園で保育中に風水害及び台風が発生した場合

- ①強風や大雨の際は保育室で園児たちが落ち着けるように配慮する
- ②風で飛ばされそうな遊具やその他の物は撤去する
- ③漏水等を発見したら速やかに報告する

(2) 保育開始前に風水害及び台風が発生した場合

- ①ラジオ・テレビ等で情報を収集し、理事長又は園長が登園・休園を判断する
・休園になった場合は、園長より教職員緊急連絡にて教職員にしらせ自宅待機
・休園になった場合は、速やかに連絡メールにて休園の連絡を保護者宛に送信する。未確認の家庭には電話連絡をする。

(3) 風水害により施設に被害がでた場合

園長が施設の被害を確認し、理事長報告。明日以降の保育ができるか速やかに判断して保護者と教職員に周知できるようにする

(4) バス運行が困難な場合

吹雪や積雪、大雨などで理事長または園長が安全なバスの運行が困難であると判断した場合、休園措置や保護者による園への迎えをお願いします。

(5) 防災気象情報等の収集

事前に市より連絡がくる。

(6) 臨時休園等の判断基準

園長は、以下の基準に該当する状況となった場合、臨時休園等の判断を下すものとする。保育園の役割も担っていることから2、3号認定の園児に関しては職員の確保ができ次第受け入れることを前提とする。

判断基準		対応
登園前	○午前6時の時点で以下のいずれかの情報が発表されている場合 ・特別警報(大雨・大雪・暴風・暴風雪) ・警報 (同上)	自宅待機
	○午前7時の時点で上記の特別警報・警報等が継続	バス運行停止 1号認定休園
	○午前7時の時点で特別警報・警報等が全て解除	通常登園
在園中	○上記の特別警報・警報が発表された場合	引き渡し
	○警報に切り替える可能性が高い注意報が発表された場合	

2、落雷

落雷は、発生する前に積乱雲が発生し天候の崩れからも予想することが出来るので、幼稚園敷地内にいる場合は建物内に速やかに避難する。また、園外保育等の外出時に落雷の恐れを予測した場合は、下記の事を頭に入れ避難することが望ましい。

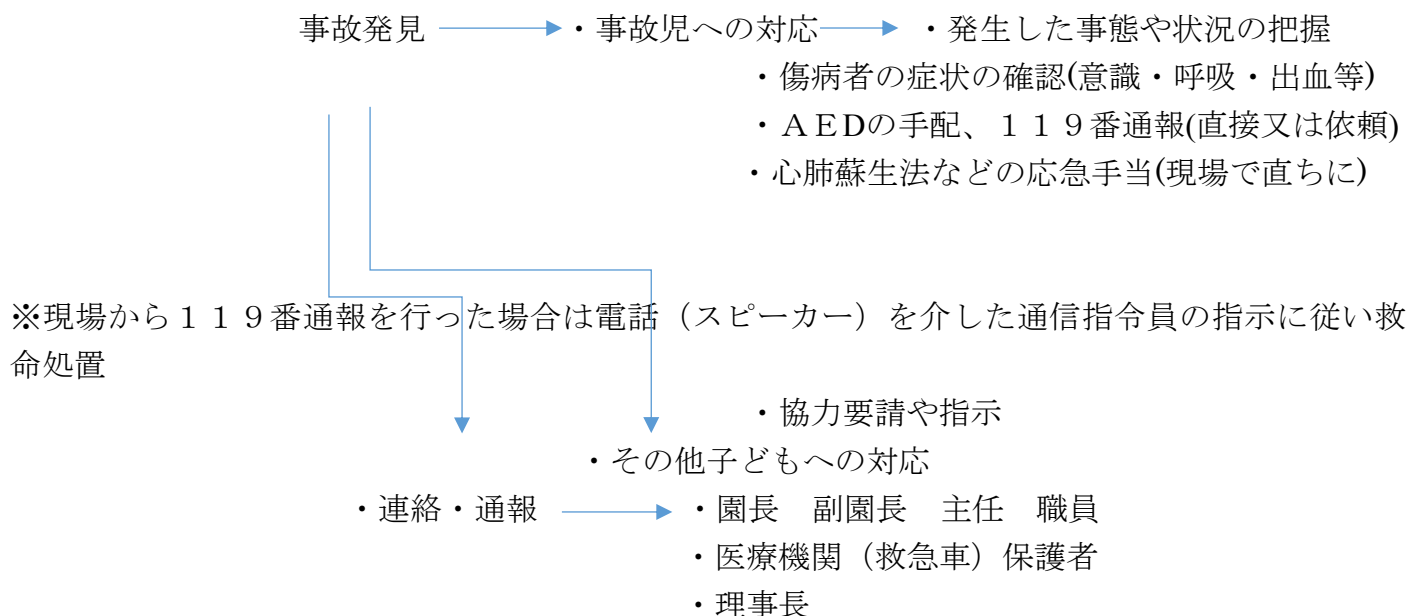
- ① 雷鳴が聞こえたらすぐに避難する。落雷前後は雨が降ることが予想されるが、雷（電流）は、物体の中を流れるとき、表面の方を多く流れ、中心部分を流れることは少なくなるという表皮効果があり、この為、雨宿り等で軒先にいることは大変危険であるので退避場所は慎重に選択しなければならない。
- ② 周囲の木より高い木の幹に寄り添い雨宿りすることも前項の理由によりさけること
- ③ 近くに安全な空間が無い場合は、電柱、煙突、建物など高い物体のてっぺん を45度以上の角度で見上げる範囲で、その物体から4m以上離れたところ（保護範囲）に退避する。最低でも木の枝や、幹、葉から2メートル以上離れること

4、事故発生時における予防と対応

子どもを扱う全教職員が連携し事故防止に努める必要がある。また、職員は事故発生時に備えて応急手当や適切な事故対応・保護者対応を身につけておくことが必要である。また緊急を要する場合の119番通報(救急車の要請)は必要と判断した職員が、園長又は代理の指示がなくても誰でも通報をしてもよい。

1. 事故発生時の対応

(1) 事故発生時の基本的な流れ



(2) 事故発生時の対応

- ①園長又は代理は事故の状況を速やかに把握し記録する
 - ア 事故の状況・原因・場所・時間
 - イ 子どもの状態（出血や打撲の有無・顔色・全身の状況）
 - ウ 事実に基づいた記録を時間を追って残す
- ②職員室にいる職員と判断する
 - ア 必要処置の判断は単独で行わない
 - イ 日頃から連絡の分担等の対応の仕方を全職員で確認する
- ③緊急を要さない医療機関への受診は保護者より事前にかかりつけ医などを確認し、受診する旨の了承を得てから医療機関にかかる
- ④下記のような症状の場合は、救急車を要請しすぐに医療機関に受診する
 - ア 意識がもうろうとしたり、うとうとしたりしている
 - イ 顔色が悪く、ぐったりとしている
 - ウ 出血がとまらない
 - エ 吐き気や嘔吐を繰り返している
 - オ 化学物質を誤飲した
 - カ 熱傷や火傷の面積が広い
 - キ 園長やそれに代わるものが判断した場合
- ⑤ 医療機関に受診する際は事前に病院に連絡をし、担任職員が付き添い、処置に必要な①の情報と子どもの既往歴やアレルギーの有無等を医師に伝える
- ⑥ 保護者への対応は事故の発生状況・医療機関の診察・結果・今後の受診の有無を正確に説明し理解を求める。いかなる状況の事故であっても、保育中に発生した事故である以上は、細心の注意と誠意をもって対応する。
- ⑦ 治療費用等に関しては承諾書に基づき説明を担当職員から伝える
- ⑧ 園長又は代理または担任は、事故後速やかに「事故発生 の 報告書」を制作し、事故発生 の 状況分析を行い、今後の事故防止対策及び今後の対応について全職員で確認

する。

2、熱中症発生時の対応

熱中症は、迅速・適切な対応をしなければ、死に直結することもある疾病です。このため、その兆候となる症状が現れた場合には迅速・的確な対応をとらなければならない。

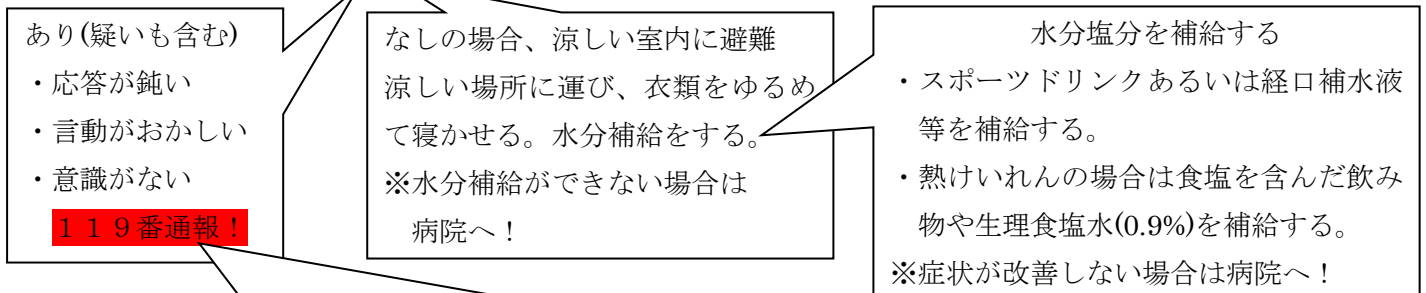
こまめな水分補給(外に出る前、外から戻ってきた時、午睡前、トイレ後)やカーテンをする等して室内温度を下げる、空気の循環をする、など行う。また水筒の量を確認し水分補給できているかも確認をする。

○熱中症を疑う症状

- ・めまい、失神
- ・四肢の筋や腹筋がつり、筋肉痛が起こる。
- ・全身倦怠感、脱力感、めまい、吐き気、嘔吐、頭痛などが起こる。
- ・足がもつれる。ふらつく。転倒する。突然座り込む。立ち上がれない等。



意識障害の有無(質問をする。名前。ここはどこか。何をしているか等)



救急車到着までの間、積極的に体を冷やす。

※迅速に体温を下げることであれば、救命率が上がります。

★効果的な冷却方法

- ・氷水、冷水に首から下をつける。
- ・ホースで水をかけ続ける。
- ・ぬれタオルを体にあて扇風機で冷やす。

3、食物アレルギー発生時の対応

(1)未然防止

①食物アレルギー対応に関する教職員の役割分担

園長等	<ul style="list-style-type: none">・園内の食物アレルギー対応の全ての最高責任者であり、教職員に指導する・関係教職員を協議し、対応を決定する。
全教職員	<ul style="list-style-type: none">・食物アレルギーを有する園児の実態や個別の取り組みプランを情報共有・緊急措置方法等について共通理解を図る。・クラス担任が不在の時サポートに入る教職員は、クラス担任同様に食物アレルギーを有する園児のアレルギー内容等を把握し、同等の対応ができるようにする。
クラス担任	<ul style="list-style-type: none">・食物アレルギーを有する園児の実態や個別の取り組みプラン、緊急措置方法等について把握する。・個別面談を栄養士と一緒に進行。・給食時間は決められた確認作業(メニュー用紙を2人で見ながら指さし声

	<p>出し後、用紙に時間と名前を記入。また楽しい給食時間を過ごせるよう配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給食時間にクラスを離れる場合は事前に他の職員に十分な引継ぎを行う。 ・他の園児に対して、食物アレルギーを正しく理解させる。
栄養士	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーを有する園児の実態把握や個別の取り組みプランを作成。 ・入園が決まった時点でアレルギーを確認。【アレルギーに関する調査票】を提出確認後で個別面談を担当と行う。 ・食物アレルギーを有する園児の実態を把握し、全教職員間で連携を図る。

② 食物アレルギー対応実践までの流れ

アレルギーの対応を下図の通り進める。

実施項目	内容	実施時期
1、アレルギー疾患を有し、配慮・管理の必要な園児の把握	・入園願書提出の際にアレルギー疾患に対する配慮、管理を要すると思われる場合は願書に記載し提出。	1 1月～3月
2、対象となる園児の保護者へのアレルギーに関する調査表の配布	・願書に記載があった場合はアレルギーに関する調査表を配布し幼稚園へ提出。	1 1月～3月
3、アレルギーに関する調査表に基づく園内での取組の検討、具体的な準備	<ul style="list-style-type: none"> ・園長、副園長、主任、栄養士等が調査表に基づき、幼稚園としての取組を検討し調査表に記載。 ・栄養士が中心となり、取組の実践に向けた準備を行う。(個々の症状等に応じた緊急体制の確認/アレルギー取組園児の一覧表の作成/毎日の給食、おやつ表に一覧表を載せ作成) 	1月～3月
4、保護者との面談	・幼稚園の取り組みについて保護者と協議し決定調査表に記載し原本は栄養士保管。写しを保護者保管。変更あれば随時提出してもらう。	2月～3月
5、全職員にて共有	・教職員全員が個々の園児のアレルギーに関する調査表の内容を理解。	3月
	・取組の実施。(必要に応じ保護者との意見交換の場を設ける)	4月
6、来年度に活用するアレルギーに関する調査表配布等	・配慮、管理を継続する園児の保護者に対し、次年度に活用するアレルギーに関する調査表を配布する。	2月～3月

③ 給食における対応

給食における食物アレルギー対応の大原則は以下の通りとする。

- 食物アレルギーを有する園児にも給食を提供する。そのためにも安全性を最優先とする。
- 教職員全員で共有し組織的に行う。
- 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応(提供するかしないか)を原則とする。
- 給食室の設備、人員等を鑑み無理な(過度に複雑な)対応は行わない。

④ クラスにおける安全な給食運営

クラス担任及びサポートに入る教職員は、クラスにおける日々の給食運営を以下の対応レベルに応じて確実に実施する。

- レベル1【詳細な献立表対応】→最も誤食事故が起きやすい対応の為、掲示された詳細な献立表により、毎日必ず原因物質の有無を確認する。
朝ボードで確認。提供前に2人で確認、時間とサイン。
- レベル2【弁当対応】→・持参した弁当を安全で衛生的に管理する。
・特定の献立に対してのみ部分的に弁当を持参し対応を取る場合は給食内容や対応弁当を把握、確認し誤食を防止する。
- レベル3【除去食】→掲示された献立内容を確認する。
朝ボードで確認。提供前に2人で確認、時間とサイン。
- レベル4【代替え食対応】→対応食の受け取り方、喫食時、おかわり時、片付け時、合同給食の注意事項を定め、これを確実に守る。

※対応食の受け取り方【アレルギー専用の食器確認、調理員と献立表を見て伝達、確認】

おかわり時【おかわりする机に献立表を置いておき、確認してから提供】

片付け時【重度の場合はクラスにいる職員に直接食器を渡す】

合同給食【クラスの対応と同じ。アレルギーの子のみ机を別にする。】

⑤ 給食以外で配慮が必要な活動における対応

全教職員は、飲食だけでなく、ごく少量の原因物質を吸い込んだり触れたりすることでもアレルギー症状を起こす園児がいることを念頭に対応する。特に配慮が必要な活動については以下の通り。

- 調理体験 →鶏卵、牛乳、小麦などを使った調理体験が行われるにそれらの食物アレルギーを有する園児に対する配慮が必要になる。
- 卵の殻を使った活動→卵の殻自体には鶏卵タンパクは含まれておらず、触っても問題ないが、割った直後に生の鶏卵タンパクが付着しており、卵白が付着した殻への接触により顔面の腫脹など症状を起こす可能性がある。
- 牛乳パックの洗浄 →園児に洗浄させることはないが、廃材として各家庭からもってきてもらうこともあるため、十分な配慮が必要
- 小麦粉粘土の活動 →小麦粉粘土に含まれる小麦が皮膚に接触することでアレルギー症状を起こす園児もいる

4、プール事故の発生防止対策

- ①プール活動、水遊びを行う場合は監視体制の空白が生じないように監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、またその役割分担を明確にすること。
- ②事故を未然に防止するため、園児のプール活動の監視を行う際のポイントは以下の通り
 - ・監視者は監視に専念する。
 - ・監視エリア全域をくまなく監視する。
 - ・動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける。

- ・規則的に視線を動かしながら監視する。
 - ・十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。
 - ・時間的に余裕をもってプール活動をする。
- ③教職員に対して、心肺蘇生を始めとした応急手当等について教育の場を設ける。また一刻を争う状況にも対処できるよう119番通報も含め緊急事態への対応を整理し共有しておくとともに、緊急時にそれらの知識や技術を実践することができるように日常において訓練を行う事。
- ④その他
- ・子どもたちとルールの確認。走らない、飛び込まない、押さない、嫌がっている子に水をかけない、友達の上に乗らない
 - ・健康状態の確認
 - ・食べた後すぐ入水しない
 - ・排泄を済ませる、点呼確認、帽子をかぶる
 - ・炎天下の中で長時間入らない。
 - ・泣いていないか確認。

2、バス運行時の注意点と交通事故の対応について

近年バス内に子どもを取り残しその上、熱射病で死亡させてしまうといった痛ましい事故が相次いでいる。私たち保育者は、子ども達一人一人に目をかけその動向を確認し事故を未然に防ぐ事が必要である。

また、交通事故についても何時でも起こり得る事であり、子ども達の身の安全確保を最優先に考えつつ、被害側、加害側どちらにしても対応を迅速に行い、事態の収拾を図らなければならない。

○乗降時における乗車人数の確認

登園時

- ① バス添乗職員は2人以上でシステムよりバス乗車名簿、人数を確認する。(不明な点は自己解決をせず、必ず確認を行う)
- ② バス添乗職員は運転手へ本日乗車しない者を報告、乗車人数を確認する。
- ③ バス添乗職員は最終乗車者を確認した後バス乗車人数を確認、あらかじめ落とし物や寝ている子がいないか確認する。
- ④ 園到着後バス添乗職員はバスから降りた人数と本日の乗車名簿人数を確認する。
- ⑤ バス運転手は園児到着後座席後方まで行き取り残しや忘れ物がないかチェックを行い、添乗職員へ報告する。(しっかりとかがみ座席足元まで確認する)
車内後方にあるブザーを止める。

降園時

- ① バス添乗職員は2人以上でシステムよりバス乗車名簿、人数を確認する。(不明な点は自己解決せずかならず確認を行う)
- ② バス添乗職員はバス運転手へ乗車していない者を確認、乗車人数を報告する。
- ③ 最後の園児が降車した後バス添乗職員はバス後方まで行き、取り残し、落とし物等が無いか確認する。(しっかりとかがみ座席足元まで確認する)
- ④ 園到着後バス運転手はバス後方まで行き取り残し、落とし物が無いか再度確認を行

い添乗職員へ報告する。車内後方にあるブザーを止める。

○交通事故発生時の対応

・事前確認

事前に車両整備確認用紙にてチェックリストを確認、バス添乗職員はそのリストと、バス運転手へのアルコールチェックを行い、バスが安全に走行できるか確認を行う。毎月1日には運転手の免許書の確認を行う。

・交通事故が発生した場合

- ① 乗車している子ども達の怪我の有無、事故対象者の様子を確認、必要であれば緊急車両の手配をする。
- ② 二次被害を避ける為、安全な場所へ車両を移動させ、他の車両に事故の発生を知らせる。
- ③ 事故の対象者と接触し、幼稚園、警察など各機関に連絡。バス運行中止の連絡を保護者へする。相手の個人情報を確認。(運転免許証) 連絡先、ぶつかった箇所(背景、ナンバー写るよう)大きく写真撮影。
- ④ 直ちにバスの運行を取りやめ、園からの応援を要請し、子ども達を他のバスへ安全に移動させ園へ帰園する。(運転手は現場検証などその場に残り責任業務を果たす)。自走できるのであれば自走する。
- ⑤ 保護者へ緊急連絡をし、必要であれば保護者会などを開き園長が事態の説明を十分行う。

3、事故対応計画

園長又は代理は、事前に事故に対する計画を作成し職員に周知する

(1) 事前情報収集

- ① 園長又は代理は園児の既往歴・アレルギーの有無・かかりつけ医師の有無、健康保険証番号、保護者の緊急連絡先など事故発生時に備えた情報を収集し記録する。
- ② 園長又は代理は幼稚園の近隣に所在する医療機関等の診療内容や診療時間等の詳細な情報を収集し教職員に周知する。
- ③ 園長又は代理は日常において幼稚園における医薬品の把握を行う。
- ④ 園長又は代理は、日常の幼稚園内の施設、遊具、保育室内、園庭においてあらゆる事故を想定しその危険を取り除く方策を講じなければならない。

(2) 事故発生時対応フローチャート

- ① 園長又は代理は、事故発生時の対応をわかりやすくフローチャート(別紙)にしたものを作成し、全職員に配布し、周知徹底を図らなければならない

(3) 園外での保育活動についての諸注意

園外保育に行く場合は事前に下見に行き危険箇所や注意箇所を確認する。あらかじめ作成している公園マップを確認する。また、子ども一人一人の行動特性や性格を把握することも大切である。

幼稚園を出る際には、子どもに危険な行為について注意することや、各職員の事故に対する意識の徹底を図ることが重要である。

- ① 園外保育へ出発前に担当職員は、子どもの人数を把握し引率教員全員に周知する。(どの携帯を持参しているか周知。ホワイトボードに書いてから出発する。)
- ② 園外保育へ移動際に交通車両や信号などにおいて危険を予測できるような場面においては、引率の職員同士で園児に注意の声掛けを積極的に行うようにする。
- ③ 目的地にて視界の利かない範囲や固定遊具には必ず職員が付き添うようにする。また、常に子どもの動きに注意を払い人数確認を怠らないようにする。
- ④ 帰園時は園長又は副園長に報告とともに帰園した旨を伝える。

5、不審者等・事件発生時における予防と対応

幼稚園における子どもの事件は近年確実に増加しており、その内容は第三者における計画的偶発的な犯罪行為が予想される。その為幼稚園において、出来る限りの防犯対策をしておく事が必要である。

1、施設面の対応

(1)幼稚園の出入り口の管理

- ① 幼稚園建物は園児が園庭にスムーズに出入り出来るよう考えられているため、建物の出入り口を施錠するのは現実的ではないので、出入り口を出来るだけ最小数にし、出来るものは施錠を行う。
- ② 子どもが園内にいる間は、自動ドア、施錠、監視カメラの電源を入れ、不審者の侵入を防ぐ。
 - (1)職員室に職員を配置し出入りする人を確認する体制を整える。
 - (2)来客者には、来客者用のネームをつけてもらう。(面談者にも)

(2)環境

- ① 園長又は代理は、日常にフェンスや外壁の点検を行い、不審な箇所は速やかに補修などの対応を行わなければならない。
- ② 園長又は代理は、防犯上必要と思われる設備の検討を職員と行わなければならない。
- ③ さすまた準備(職員室、大ホール入口、旧園舎1番端の部屋)

(3)職員の対応

- ① 園長又は代理は、職員一人ひとりの危機管理意識を徹底させるための会議や研修を図らなければならない。
- ② 見知らぬ来園者を確認した時の対応を各職員に周知徹底させる。
- ③ 園への園児の迎え、各バス停での出迎え時、連絡無く、保護者以外の方が来た場合は保護者にしっかりと確認をとる。(原則として両親以外に引き渡しはしない)
- ④ 教職員は園児に対して計画的な安全指導を行う。
- ⑤ 園長又は代理は、警察や行政機関等公的機関からの情報に対しては全職員に速やかに周知し園児の保育室への移動や施錠の確認等適切な対応を行う。

2、園児及び職員等に危害が及ぶ状態となった場合の不審者への対応

職員は不審に思う来訪者が訪れた場合は、毅然とした態度で用件等について質問を行う必要がある。この場合冷静沈着な態度、言葉に注意するとともに人的侵害の行き過ぎやそしりを受けないように注意する。相手方の返答や状況によっては立ち入りを拒否、又は退去を求める処置を講ずる。

(1) 発見時の対応

放送にて「〇〇(不審者の居場所)にお楽しみ遊具が届きました。」クラス(避難・待機場所)に配布しますので〇〇に集まりましょう」と周知させ、子どもたちを避難させる。

- ① 不審者は、犯罪に関わる者から迷惑行為に至るまで範囲が広いので、その対応は相手に応じた適切な方法で行う。
- ② 相手の顔色目の動き、手足の動き等に注意し相手から目をそらせない。相手の状況を冷静に観察し、先入観にとらわれない事。
- ③ 冷静な態度、穏やかな言葉遣いを保ち、相手の挑発に乗じない。
- ④ 熱意と誠意のある態度で臨み、相手を犯罪者扱いしない。
- ⑤ 可能な限り複数で対応する事が望ましい。
- ⑥ 不審者の状況が重大で、かつ緊急を要する場合は、速やかに 110 番通報を行う。
- ⑦ 不審な点が解消した場合は、質問を打ち切り、手間をお掛けしたことに感謝を伝える

(2) 留意事項

- ① 不審者を安易に犯人扱いしない。あくまで不審者であり行き過ぎに注意する。
- ② 対応時には相手の人相、身長、体格、衣類等の特徴を確認、必要な場合は相手に分からない場でメモを取る。
- ③ 相手が飲酒している場合は工夫を凝らし行き過ぎや怪我をさせないよう十分注意する。

(3) 緊急対応の要領

① 不審者

i 2名以上で対応する。

ii 通報者から状況を確認する。

iii 動向を観察しながら接近し、さりげなく声をかける。

「ご用件はいかかでしょうか?」「どなたをお尋ねですか?」等

iv 接近する者は 1 名・他の者は目立たない所から状況を把握するとともに不足の事態に備え、必要ある時は応援に駆け付ける。

② 迷惑行為者

i 2名以上で対応する。

ii 観察しながらさりげなく接近し、迷惑を被っている人(被害者)に対し声をかける。

「どうされましたか?」等

iii 迷惑行為の被害者が不特定の場合は、行為者に対して毅然とした態度で注意する。

「ここでそのような事をされますと、迷惑となりますのでやめて下さい」等

(4) 安全確保

①園児及び保護者の安全を最優先する。

園児及び保護者が危険に直面している時は当該の危険から脱出させることを第一に考える。

②職員自身の安全を守る。

園児及び保護者の安全確保に加え、職員自身の身の安全の確保を行う事とする。特に職員 1 人で対応するのではなく、複数の職員で対応するなど、日ごろの防犯意識などを通じて様々な場面を想定したうえでどのように職員間で連携が取れるかを検討する

③危険を感じたら一刻も早く警察へ通報する

危険を感じたら一刻も早く 110 番通報し出動要請を行う。(凶器を手にしていた場合すぐに通報) 不審者の身柄の拘束は警察に委ね、極力危険を冒さない事とする。

また、結果的に通報するなどの事態とはならなかった場合であっても、かまわない。「多分通報しただろう」「誰かがしただろう」では手遅れになる為「重複しても構わない、今すぐ通報しよう」と心掛ける。

④近隣の不審者情報を日常に収集もしくは発信していく事で地域社会と連携する。

不審者に備えるうえで、インターネット等を活用し不審者情報を確認する。

3, 不審者、迷惑行為者のチェック

(1)チェック 1 (初期対応) 不審者かどうか？

①正当な理由なく暴力的な言動をとる

②声をかける前に不審を感じるような場合は 1 人で対応せず 2 名以上で対応する

③言葉や相手の態度に注意しながら相手を刺激しないように丁寧に退去するように説得する。時には受容的に話を聞く、相手を否定しない。その際相手とは 1~2 メートルほど距離をとる。

(2)チェック 2 (緊急対応) 危害を加える恐れはないか？通報するべきか？

①次のような場合は速やかに警察へ通報する。

i 正当な理由なく暴力的な言動をする。

ii 凶器 (刃物、棒、銃、可燃物、液体 等)

隠し持っている場合もある為手の動き、ポケットの膨らみ、バックの中などに注意する。

iii 暴力を行使しようとしている

iv 制止を聴かず興奮状態である。

110 番への連絡

注)落ち着いてはっきりと相手に伝える

第一声 「事件です」

・認定こども園さくら幼稚園

・小樽市桜 1-5-1

・電話番号 0134-54-6106

・連絡者氏名 ○○ ○○ です

・状況説明 いつ どこで 何があったか？

・不審者特徴 逃走方向 など

② 制止と避難

i 別室に案内し隔離する。案内の際は不審者を先に誘導し部屋の奥に案内する。対応する者は入り口付近に位置し、扉は開放しておく。(やむを得ず不審者を一人にする場合は施錠する)複数の職員で対応し、即座に通報が必要と判断した場合はサインを決めておく。(頭をかく)

ii 暴力行為を辞め退去の説得をする。

iii 警察に通報するとともに職員へ周知する。

状況によっては大声で周知する事が最も手早いと思われるが、不審者への影響と他の園児への影響を鑑み、あらかじめ不審者に関する隠語を定めておく。

※「〇〇(不審者の居場所)にお楽しみ遊具が届きました。」クラス(避難・待機場所)に配布しますので〇〇に集まりましょう」

不審者が退去した場合は「お楽しみ遊具の配布が終了いたしました。」と緊急事態は収拾した事を知らせる。

iv 防御(暴力の制止と被害の阻止)

園児及び保護者からの注意をそらせ、不審者を園児及び保護者に近づけないようにする。また、被害を防止しながら警察の到着を待つ。

v 身近な物で不審者と一定の距離を保ちつつ移動を阻止する。

・机、椅子、さすまた 等

(3)チェック 3 (事態の把握) 負傷者の確認、被害状況の確認

①負傷者が居るかを把握する。

全員を集合させ怪我や負傷者が居ないか確認する。負傷者が居た場合は速やかに管理者、責任者に報告する。怪我の程度によっては応急処置や救急車の要請を行う。

②情報を集約する

③救急搬送する場合は職員が付きそう。付き添った職員は随時病院から状況報告を行う。

(4)警察への引き渡し、状況報告、保護者等への周知

①警察へ引き渡し

出来る限りの情報を提供する

②保護者等への報告

事態が終息次第、保護者への連絡を取り急ぎ行う。必要に応じて、後に警察消防等と協力し保護者会を開くなどし、報告を行う。

③市・道など関係機関に報告する。

4、検証課題分析

防犯に関する会議は随時開催する。ただし、緊急に開催する必要がある時はその都度管理者が招集する。その会議にて検証課題の分析を行い、全職員に報告を行う。

①該当ケースを詳しく分析し、不備等がなかったか検証を行う。

- ・職員の実践での問題点
- ・なぜ負傷者がでたのか?
- ・今後の対応方法の見直し

②検証については下記の防犯チェックの見直しを行う。

□園内で死角になっているところはないか

- 園内を見渡す際、花壇、樹木が視界を遮っていないか
- フェンスや窓ガラスの破損、カギの破損はないか
- 安全を配慮した配置になっているか
- 看板などは来訪者がわかりやすい案内になっているか
- 防犯の情報や体制などは、全職員が理解しているか
- 不審者の対応の緊急事態を想定した役割分担や連絡体制を作成し、全職員の共通認識にしているか
- 警察、関係機関、地域と情報交換などの連携をとっているか
- 施設内の安全点検を定期的に行っているか

事故発生時対応フローチャート

- ① 園長又は代理は、事故発生時の対応をわかりやすくフローチャート（別紙4）にしたものを作成し、周知徹底を図らなければならない
- ② 園長又は代理は、幼稚園に犯罪予告・不審物等があった場合の対応フローチャート（別紙5）にしたものを作成し、周知徹底を図らなければならない。

6 武力攻撃やテロなどから身を守る為の対応

現在近隣諸国において非常に不安定な状況が続いており、更なる悪化も念頭に踏まえ、我が国においても他国の武力攻撃やテロに関する意識を高め、万が一に備えた訓練と準備が必要である。よって当園においても備え訓練を行う事が望ましいが、幼い園児へは極端な恐怖を与えることが無いよう配慮も必要である。

1、他国からのミサイルが道内に着弾する恐れがある場合。または、通過すると予想された場合

① 上記の事由が発生し警報（Jアラート等）を確認した場合

開園時についての対応

- ・即座に対象地域を確認。
- ・全館放送を行い職員は園児に安全な環境を確保（窓ガラスから離れるなど）を行い保護姿勢をとる。
- ・着弾または通過を確認したのち安全確認を行う。

② 周囲に着弾した場合

- ・周囲にミサイルが着弾した場合、幼児は園児を大ホール、乳児は新園舎階段下に集合。
- ・その際、飛散物があれば注意して移動、汚染の可能性があるため園外にはでない。
- ・または毒物や放射能の可能性のある場合は窓やドアなどをガムテープでふさぐ
- ・汚染されていない食料や飲み水を確保し、救助救援に備える

2、他国からの侵攻あるいは自国が他国との戦争に巻き込まれた場合

- ・報復攻撃や同時多発的攻撃の恐れがある為保育を中止保護者によるお迎えを要請する。
- ・お迎えに來れない保護者の子については保育クラスを最小限に限定。全職員を集結させ、様々な状況に対応が行えるよう準備する。
- ・社会的インフラを維持する為必要状況に考慮しながら要に応じて最低限度の保育を確保する。

Ⅲ 保護者・職員間への緊急連絡について

さくら幼稚園では個人情報保護法による個人名簿の見直しから連絡メールシステムを活用しメールの一括送信をおこなっている。その為、各担任は確実にメールを受け取り、既読しているか責任をもって確認をする必要がある。

1、緊急連絡をしなければいけない場合について。

(1)緊急連絡をする対象

- ①自然災害・人災等で幼稚園を休園や、時間変更し登園・降園する場合
- ②園長の判断により伝染病などにより出席停止者が園全体、又はクラスの2割を超え、園閉鎖などの措置をとる場合。
- ③雨天で行事などの開催を中止する場合。
- ④園長が休園の措置を取らなければならないと判断した場合。

(2)緊急連絡時のフローチャート

- ①園長又は代理は、緊急連絡時の対応をフローチャートにしたものを作成し、全職員に配布し周知徹底を行わなければならない。

附則

- 1、この規則は、平成31年4月1日より実施する。
- 2、この規則は平成23年10月より改正実施する。
- 3、この規則は令和4年より改正実施する。
- 4、この規則は令和5年より改正実施する。
- 5、この規則は令和6年4月1日より改正実施する。

別表

【備蓄食料品一覧】

○ドロップス	170g×3
○缶ビスコ	30枚入×2
○即席ぞうすい	408g×6
○カンパン	475g×2
○えいようかん	5本入 ×20
○菓子パン	50
○水2リットル	60本

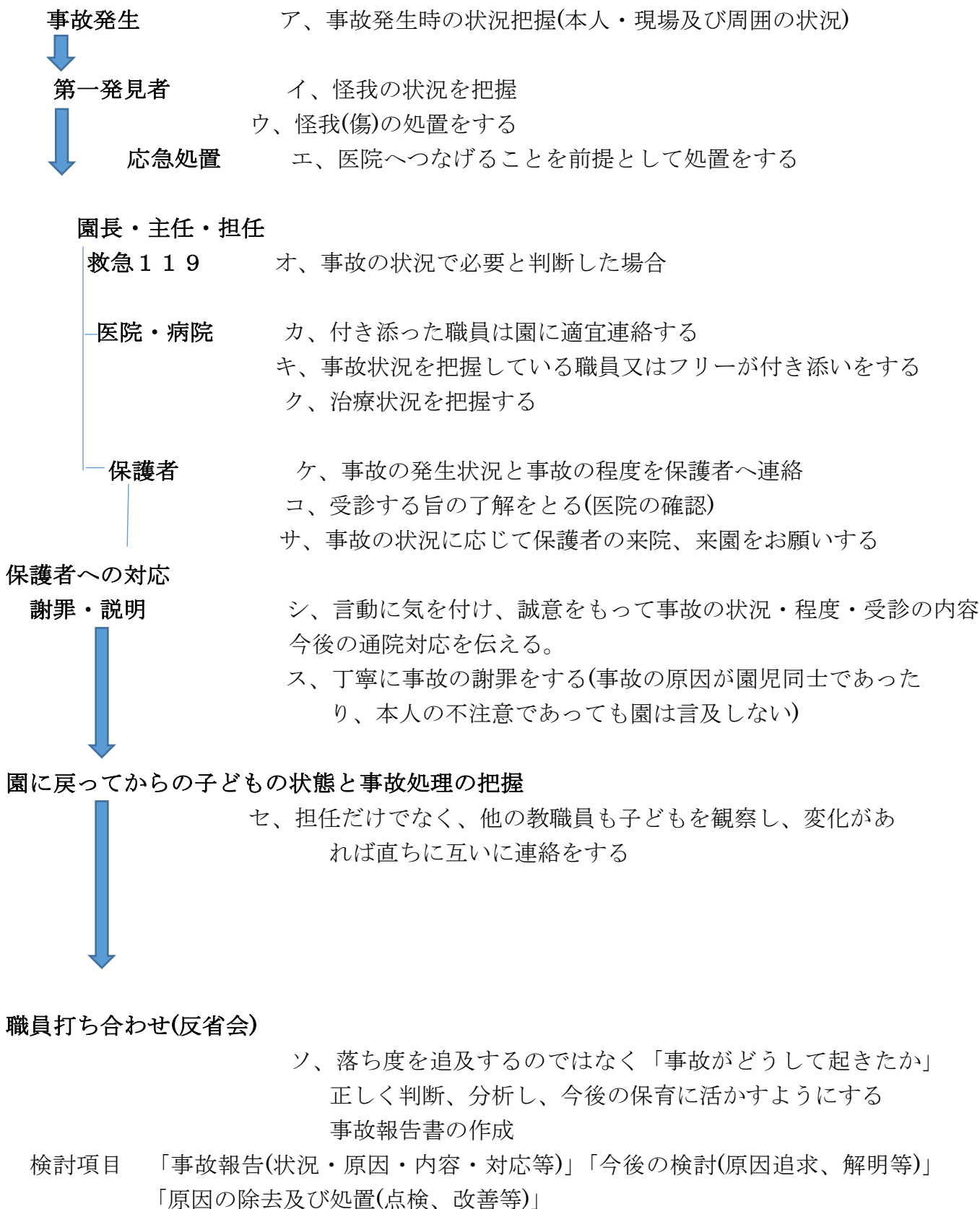
※2階教材室に常備している。

別表

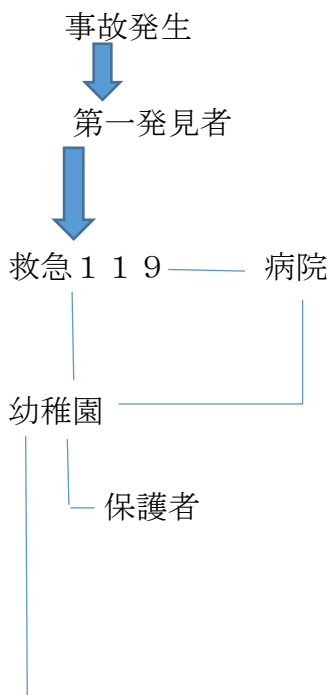
【非常持ち出し袋一覧】

<p>●乳児</p> <ul style="list-style-type: none">○タオル○ティッシュ○手、口ふき○ビニール袋○おむつ○おしりふき○寝袋×2○バスタオル○名簿○スティックミルク（100ml）×12 （2024年6月10日）○離乳食<ul style="list-style-type: none">7ヶ月9か月 和風弁当 （2024年2月）12か月 和風ハンバーグランチ （2024年4月）	<p>●幼児</p> <ul style="list-style-type: none">○タオル○ティッシュ○ラジオ○電池○軍手○ビニール袋○寝袋×8○レスキューシート×8○ブルーシート×1○誘導灯×3○バスタオル○名簿○ドロップス×3○水500ml×2○乾パン×2
---	--

事故発生フローチャート 1 《幼稚園内で事故が発生した場合》



事故発生時対応チャート《園外で事故が発生した場合》



ア、事故発生状況の把握(本人・現場及び周囲の状況)

イ、速やかに他の職員に声をかけをする
ウ、情報は正確に把握し、指示決定する

エ、事故の発生状況により、適切な行動・連絡をする。連絡先の順序は状況に応じて対応する

オ、病院等への移送は職員が同伴し、状況伝達・治療等を把握する
カ、幼稚園へは適宜報告し指示を仰ぐようにする。

キ、事故の発生状況と事故の程度を伝達し、医療機関にかかる場合は受診する旨の了解をとる事故の状況に応じて保護者の来院・来園をお願いする

園に戻ってからの子どもの対応と事故処理の把握

ク、担任だけでなく、他の職員等も子どもの観察をし変化があればただちに連絡をする

お迎え時の対応 (謝罪・説明)

ケ、言動に気をつけ誠意をもって、事故の状況・程度、受診の内容、今後の通院対応、担当から治療費の説明を行う。

コ、丁寧に事故の謝罪をする。自己の原因が園児同士であったり、本人の不注意であっても言及しない

職員反省会

日を置かず、速やかに行う

サ、落ち度を追及するのではなく「なぜ事故が起きたのか」を正しく判断分析し、今後の保育に活かすようにする
事故報告書の作成

緊急連絡フローチャート《園長が緊急連絡を発令した場合》

緊急連絡発令



副園長に連絡



各職員に連絡

緊急職員会議

連絡メールにて早急に
保護者へ連絡

各関係機関、パート勤務者へ連絡

確実に連絡がわたっているか
既読状況の確認

既読確認がとれない
保護者に電話

連絡が伝わったことを
園長又は主任に報告

ア、理事長と相談の上、緊急連絡発令

イ、園長はすぐに緊急連絡網(職員名簿)を確認の上、
副園長に連絡

ウ、副園長は各担任や関係職員に連絡

エ、園長の判断で必要であれば緊急職員会議を行う

オ、連絡メールシステムを活用し、保護者へ一斉送信

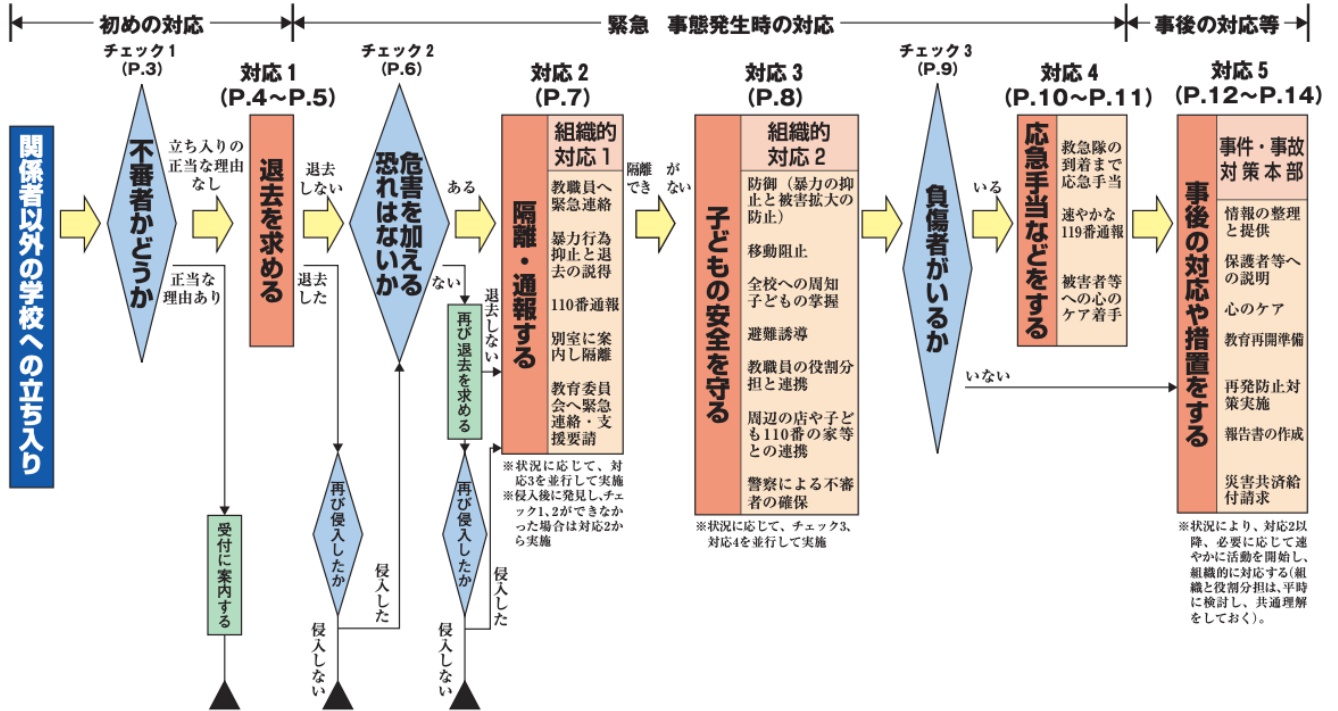
カ、副園長又は主任、フリー担当者はパート勤務者、
関係各所に連絡

キ、クラス担任は責任をもって保護者に確実に伝わっているか確認

ク、確認がとれない保護者に連絡

ケ、各担任はクラスのすべての保護者に連絡事項が伝わったことを報告

学校における不審者への緊急対応の例



○不審電話の入電



○電話対応

- ・気づかれぬよう注意しつつ、周辺の教職員に合図(サイン)で知らせ、スピーカーに
- ・周辺教職員はICレコーダーを持ち出し、録音開始
- ・電話対応車者、周辺教職員のそれぞれがメモをとる
- ・落ちついて、以下の事項をできるだけ詳しく聞き取る。

爆発物等について

- ・いつ爆発するか、どこにあるか
- ・どのようなものか(形状、大きさ等)
- ・仕掛け理由、要求(動機)

相手の特徴

- ・性別、年齢(子ども、成年、老年など)
- ・声の特徴(高さ、質、方言の有無等)
- ・周辺の環境音(電車走行音、駅等のアナウンスオン等)

○園長(不在の場合は代行者)へ報告



○園児、教職員に以下の対応を指示 ※速やかに保護者に「一斉メール」で連絡

- ・登校前・・・園児は自宅待機・教職員は避難場所へ集合
- ・在園中・・・教職員は園児を引き連れ避難場所へ集合
- ・降園時・・・お迎えまたは、バス降園

○危害予告・不審物発見時の避難場所・・・長昌寺境内下

○安否確認・保護者、報道機関対応(必要に応じて)・心のケア

○園内での不審物発見



○周辺立入禁止措置

- ・絶対不審物には触らない
- ・付近の園児遠ざかるよう指示
- ・応援を求め園長への報告依頼

○警察(110番)通報

危機管理マニュアル 誤嚥

食事のときに食べ物をのどに詰まらせてしまったり、おもちゃを飲み込んで呼吸が苦しそうにしている場合など窒息が疑われるようなときには、緊急対応を行う。緊急対応として以下の方法を試みる。

① (乳児) 背部叩打法

② 背部叩打法変法

③ ハイムリッヒ法



- ① 頭を下方に向け、手の付け根辺りで背中を叩く。
- ② 子どもの腹部を膝に乗せ、頭を下方に向ける。その後手の付け根辺りで背中を叩く。
- ③ 子どもの後方に回り、みぞおち辺りで手を組んで一気に上方に押し上げる、

子どもが自分で力強く咳をしている場合は、異物が出てくる可能性があるのでそばで様子をよく観察する。口の中に異物が見えない時に指を入れてかき回すと口の中を傷つけたり、嘔吐を誘発するほか、かえって奥に押し込んでしまうこともあるので危険である。異物で完全に気道が閉じてしまうと、息ができない、咳ができない、声が出せない状態になってしまうので絶対に行わない。

また、あらかじめ子どもが誤嚥しやすい食材などを知っておくことや年齢や子どもの様子にあったおもちゃ選びも重要である。誤嚥しやすい食材を提供する場合は小さく切るなどの対応を講じる必要がある。

誤嚥しやすい食材

餅、豆類、ぶどう、ミニトマト、飴玉、グミ、ゼリー、マシュマロ、パンなど